

治安維持法と労働運動

AKITA, Joju / 秋田, 成就

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

12

(開始ページ / Start Page)

142

(終了ページ / End Page)

178

(発行年 / Year)

1960-12-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008982>

治安維持法と労働運動

秋 田 成 就

一、はしがき

二、治安維持法の成立

——その立法過程

三、治安維持法の施行

——その司法過程における適用と拡張

四、治安維持法と労働運動

——思想立法の本質

一、は し が き

大正十四年三月第五〇帝國議會を通過、同四月二十一日公布、五月十一日から施行された治安維持法は、戦前における治安・思想立法の根幹をなしたばかりでなく、その直接取締の対象でない労働運動に対しても決定的な影響力を及ぼしてこれを抑圧した点において、まさに反社会運動立法としての声明を内外に馳せたものであった。それは「神聖なる」国体を「兇悪」なる思想から護持すべき思想立法としての抽象性と、「体制」の変動を阻止すべき治

安立法としての包括性に加えて、その運用の衝に當った特高警察権による峻嚴な法の適用および濫用により彈圧立法の典型として、近代民主制国家にほとんどその類を見ないものであった。

治安維持法の成立に當り、労働階級は激しい反對運動を展開し、良識ある世論もまたこの惡法を難じた。すでにそれが激しい世論の前に消滅を余儀なくされた過激社会主義取締法案の再来であることは明らかだったからである。政府与党はしかし、本法が正常な労働運動に関係のないことを強弁することにより、かつ、「国体擁護」の大義名分を強調することによって反對論を封じた。

ところが、成立した治安維持法は、明治憲法が曲りなりにも保障した基本的人権としての言論・表現・集会・結社の自由を法律および安寧秩序の名において根本的に蹂躪することとなった。治維法の直接のねらいは当初、共産党を主体とする革命的思想運動にあったけれども、それは施行の過程において漸次、外廓無産大衆団体へ拡張適用され、幾多の労働団体および指導者を処罰の対象としたばかりでなく、多くの警察諸法規における「公共性」の解釈に一般的な指針を与えることによって、それらの法規の拡充解釈や濫用を許したのである。

当時のわが国労働運動は必ずしも革命的方向を志向するものではなく、またその実力もっていなかったが、治安警察法第十七条による争議権の剝奪、労働組合法の欠如、警察官憲の干渉等あらゆる彈圧政策の中で、穩健な組合といえども勢い政治運動に趨らざるをえない状況にあり、また無産運動の行動のイデオロギーを輸入された社会主義に求めたために、それらはその実態以上に過激主義の相貌を呈した。治維法はこれらの過激主義を眞の階級斗争に發展させないための思想的予防立法として、多くの国家主義者が陥り勝ちな心理的恐怖の中で強行成立せしめられたものである。組合運動をその対象外におくという保障は最初からどこにもなかった。

立法過程において法の濫用という観点から、野党は法案に対し一応の抵抗を示した。この抵抗の中には労働階級の反対の意思が最少限反映されている。しかしこの濫用の阻止という立法府の意思は行政府と司法府によってほとんど無視されるにいたった。

本稿は主として治維法と労働運動との関係という観点から、まづ法成立の立法過程を跡づけ、ついで法の施行過程において司法府の果たした役割を検討しこれらの両過程を通じて治維法の本質的性格を究明しようとするものである。

二、治安維持法の成立

—その立法過程—

治安維持法の前駆をなすものは、大正十一年第四帝國議會に政友会高橋内閣から提出された過激社会主義取締法案であった。第一次大戦後の経済恐慌の下、労働運動、社会運動は急激に勃興し、かつ急進化していったが、「近來我國ニ於テ外国同志ト相提携シテ過激主義ノ宣伝ヲ為サントスル者漸ク多^イ」(同法案提^{案理由})事態に鑑み、政府は「無政府主義共產主義其ノ他ニ関シ朝憲ヲ紊乱スル事項」(法案第一条)および「社会ノ根本組織ヲ暴動、暴行、脅迫其ノ他ノ不法手段ニ依リテ変革スル事項」(法案第二条)を取締りの対象とするきわめて広汎な治安立法を提案したのである。この法案は直接労働運動をその取締りの対象とするのではなく、また治安警察法が存在する以上さし当^てってその必要もなかった。しかしながら、この治警法も労働争議を禁圧していた第十七・三〇条撤廃の世論がようやく熟し、他方、労働組合を法認するための労働組合法案もしばしば議會を賑わせていたところから、政府がこれらの立法の成立を近い将来に見こして、労働運動を含めた多衆運動をその目的や運動方針について規制しようとする

治安・思想立法の制定を焦眉の急と考えたことは想像に難くない。貴族院で先議された同法案の審議過程において、山脇玄議員の「近來ノ労働運動ハ賃銀ノ公定、時間ノ短縮、事業経営ニ参加シヤウト云フノト、ソレカラ或ル物ヲ国有ニシヤウ、公有ニシヤウト云フコトヲ盛ニ主張シテ居ルノデアリマスガ、其事業経営ニ参加スルトカ、或ハ或ル物ヲ国有或ハ公有ニスルト云フ運動ガ此第三条ニ含ムヤ」との質問に対し、林頼三郎政府委員は、単に事業に参加し、あるいは或物を国有、または公有にするというだけでは当たらないが、「其程度、状態ノ如何ニ依ツテ社会組織ノ根本ヲ動かスト云フコトモゴザイマセウ」と答えている（貴族院第一議会「思想研（究資料）」特十号三五頁）。

つづいて第五回の委員会ではサボタージュやボイコットが問題となった。そこでは、これらの争議戦術が法案第三条の社会の根本組織を变革するための不法手段となるかどうかについての太田、岡田、竹越議員の質疑に答え、林委員は「私有財産制度ガ悪イ、ソレヲ破壊スルノニハ資本家ヲ潰シテ仕舞ハナケレバナラヌ、其資本家ヲ潰スノニハ『サボタージュ』デヤラナケレバナラヌト云フコトニナツテ来タナラバ、第三条ニ這入リマセウ」（前掲書一七一―九頁）と述べている。ボイコットについてはいかなる理由からか、速記が中止されていて、審議の内容は知り得ないが、諸般の論調からみて、政府側は本法案の処罰の対象となると答えた模様である。治警法十七条により争議戦術のほとんどが非合法化されているとき、右以上に審議が展開される余地はなかったであろうが、政府が労働運動を含めて社会組織の根本を变革するおそれのあるすべての団体運動を取締りの対象に考えていたことは否定しえない。⁽²⁾ところで、憲政会、革新倶楽部の少壮派を中心とする法案反対が功を奏して審議未了のうちにこれを葬り去つたという事実は、かれらの労働運動への配慮というよりむしろ、法案のねらいが社会運動をこえてさらに自由主義的政治運動に波及する危険性をかれらがみてとつたからに外ならない。

(1) 治安警察法十七条の労働争議への適用事例およびその撤廃をめぐる論争については拙稿「戦前における我国労働争議調整制度の機能と展開」(社会労働研究第十一号)参照。

(2) 過激社会主義取締法案は次の通りである。

第一条 無政府主義共產主義其ノ他ニ関シ朝憲ヲ紊乱スル事項ヲ宣伝シ又ハ宣伝セムトシタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮

ニ処ス前項ノ事項ヲ実行スルコトヲ勧誘シタル者又ハ其ノ勧誘ニ応ジタル者罰前項ニ同シ

第二条 前条第一項ヲ実行又ハ宣伝スル目的ヲ以テ結社、集会又ハ多衆運動ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第三条 社会ノ根本組織ヲ暴動、暴行、脅迫、其ノ他ノ不法手段ニ依リテ変革スル事項ヲ宣伝シ又ハ宣伝セムトシタル者ハ

五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第四条 前三条ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品ヲ供与シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ便宜ヲ与ヘタル者又ハ情ヲ知テ之ヲ受ケ

タル者ハ各本条ニ定ムル所ニ從テ処断ス

第五条 前四条ノ罪ヲ犯シ、未タ官ニ発覚セサル前自首シタル者ハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第六条 本法ハ本法施行区域外ニ於テ第一条乃至第四条ノ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

法案の対象とする犯罪は後の治維法と違つて目的犯とされていない点が注目される。

労働運動の側では、早くもこの事実を察知して反対運動を展開した。大正十二年一月二二日、総同盟はじめ多くの組合は悪法反対労働団体対議会運動聯合協議会を結成⁽¹⁾

「我が政府ハ我々労働者ヲ圧迫センガ為行政治安警察法憲法等ヲ実施シ猶且過激社会運動取締法案ヲ提出セントスルハ之資本家擁護ニ外ナラズ此処ニ於テカ我々労働組合ハ此ノ際議會ニ対シテ反対運動ヲ起シ徹底的ニ之ガ排斥ニ努力セントスルモノナリ」との宣言文および、

「過激社会運動取締法並に労働組合法案制定に關シ労働組合を圧迫せんとする資本家政府及議會に對して極力反対す」と

の決議文をもつて「第一次」悪法反対運動の口火をきつた。この時すでに、過激社会運動取締法案こそ内外の反対によつて潰えていたが、政府当局がこれを断念するとはとうてい考えられず、加えて上程を伝えられる労働組合法

案や小作調停法案も、労働者側の立場からみれば、弾圧的色彩の濃いものとして全力をあげてこれを阻止する必要に迫られていたのである。十二年二月四日には東西相呼応して三法案反対演説会が開かれ、反対全国労働組合同盟、機械労働組合联合会等組合団体の三法案反対宣言、決議、続いて二月一〇日の大阪聯合会、向上会主催の演説会、十一日には機械労働組合联合会主催の演説会および反対全国労働組合主催のデモ行進など反対運動はし烈に展開された。この「第一次」悪法反対斗争と、治安維持法の上程に対する「第二次」悪法反対斗争との間に若干の切れ目があるのは、大正十二年九月の関東大震災によるものである。ところが、この震災とこれによって創り出された特異の事態は、治安立法の成立をねらう政府に恰好の口実を与え、「治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件」と題する緊急勅令によって治維法制定えの橋渡しとさせるに到った。

(1) 悪法反対労働団体議会議合協議会の参加団体は全日本鉱夫総聯合、時計工組合、造船船工労働組合、南葛労働協會、理髮職組合技友会、自由労働者組合、名古屋朝鮮労働組合、出版現業員組合、日本労働同盟会、中部労働組合、関東機械工組合、新聞工組合、水平社であり、その外機械労働組合聯合会、信友会、正進会、芝浦労働組合、名古屋労働協會、工友会は実行方法如何によつては同一行動をとるという条件付参加であつた。この点における若干の見解の対立はいわゆる「悪法」の中に治維法とはやゝ法規範的性格を異にする労働組合法を入れるべきかどうかをめぐる評価の差異によると思われる。

(2) 治安維持ノ為ニスル罰則ニ関スル件(大一二、九、七勅令四〇三号)は次の通りである。

「出版通信其の他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス暴行騷擾其ノ他生命身体若ハ財産ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ安寧秩序ヲ紊乱スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス」

治維法に本令の内容が引き継がれて廃止されるまで、本令違反により起訴された件数は二〇件でその実績は余り上らなかつたといわれる(戒能綱・警察権六七頁)が、それは同令に対する世論の反対がきびしかったことに帰因すると思われる。たとえば日本弁護士会(法律新聞大一二・一二二八)、や記者倶楽部(中央法律新報大一二二)は一致して撤廃決議をしている。

過激社会主義取締法案審議に際して世論⁽¹⁾を背景にあくまで反対を主張し、ついにその成立を挫折せしめた時の野党憲政会があえて治維法提案にふみきったのはいかなる理由によるものであらうか。それは普選法案の成立を期する若槻内閣が、貴族院、枢密院の同法案に対する反対緩和のため、労働組合法案の上程断念とともに政治的取引の具に供した⁽²⁾ものといわれる。しかし、政府与党自身が、日を追うて燃え上るかに見える無産大衆運動の全般的進出に危惧の念をいだいて、すでに焦眉の急となっていたかねての公約たる労働法案（治警法十七条撤廃、労働組合法案、労働保護法の整備）などの成立前に、思想・治安立法制定の必要性を痛感していたことは疑いのない事実である。

政府の意向を受けて立案にあたったのは司法、内務両省で、それぞれ独自の法案を準備したが、両省の間には当初、かなりの見解の開きがあったようである。司法省案は過激社会主義取締法案の趣旨をそのまま引きついで「朝憲紊乱」「安寧秩序の紊乱」等その対象の範囲をかなり広範かつ抽象的に規定しているのに対し、内務省側はこれをより具体化した案を示している。⁽³⁾要するに司法省側は治維法をもって思想的取締立法たらしめようとするのに対し、内務省側は主として治安立法的立場からこれに臨んだものといえるが、両案が法制局に廻付審議（二・一七）された結果打ち出された法案は、内務省案に近づきつつも両案の折衷といった性格のものとなった。ただし法案には内務省案にもなかった「政体ノ変革」の文字が新たに挿入され、衆院における法案審議の焦点となった。

(1) 法案に対しては弁護士団の反対決議（法律新聞十一・三・二八）教育記者団の反対決議（同十一・三・二三）など激しい反対があった。

(2) 枢密院は普選法案の衆院上程に先立つ大正十四年二月二〇日の臨時会議において「普選実施の結果思想の悪化を誘致せ

しむるのおそれあれば政府はこれが取締りを嚴重となすべく適當なる法規の制定施設をなし弊害防遏に努めねばならぬ……」旨の附帶上奏決議をなした。治維法の審議に際し政府は枢密院側からの政治的圧力の有無について鋭い追究を受けたが終止否認している。当時の世論は治維法の制定が普選案と「交換条件」であることを、もはや公然の秘密として受けとっていた（例えば時事新報一四・一・一四）。

(3) 内務省の法案要項は左の通りである。

一、国體を變改し又は左の目的を以て結社を組織し又は其の情を知り之に加入したるものは十年以下の懲役又は禁錮に処す

(一) 議會制度の破壊

(二) 司法權及び行政權の否認

(三) 徵兵制度の破壊

(四) 納税制度の破壊

二、左の目的を以て結社を組織し又は其事情を知りて之に加入したるものは七年以下の懲役又は禁錮に処す

(一) 不法手段に依る財産制の破壊

三、前二項の予備行為を為したるものは五年以下の懲役又は禁錮に処す

四、第一、第二項の目的を以て多数集会し其の事項の実行を協議したるものは七年以下の懲役又は禁錮に処す

五、第一、第二の目的を以て其の事項の流布を為したるものは五年以下の懲役又は禁錮に処す

六、第一、第二の目的を以て他人に違法の行為を煽動したるものは十年以下の懲役又は禁錮に処す

七、第一、第二の目的を以て金品を授受又は其の申込若くは約束を為したるものは五年以下の懲役又は禁錮に処す

八、何人と雖も本法施行区域外に於て為したる罪に対しても本法を適用す

九、本法に記載する犯人にして未だ官に発見せられざる以前に自首し出たるものに対しては其の刑を輕減又は免除することあるべし

過激社会主義取締法が形を変えて治安維持法として第五十議会上程されるとの報を伝え聞いた労働運動の側では、直ちに惡法反対運動を展開した。この「第二次」惡法反対斗争の目標は治維法の外、労働組合法案および労働

争議調停法案の三法案の阻止にあった。

(註) 悪法反対闘争の対象は第一次と第二次で稍々異なる。すなわち第一次では過激社会主義取締法の外、労組法、小作調停法案に対する反対が目標であった。しかし当時の組合運動にとっては政府の労働立法と称せられるものはすべて労働者規制立法であり、そこに運動弾圧の意図をかくしたものと考えられたのである。この労働者側の労働立法に対する一般的猜疑心の種は大逆事件以来政府当局自らのまいたものであり、その後の労働保護立法の提案についても、そのほとんどが政府のイニシアティブによるものであったという事実も、かゝる歴史的由来にもとづくものである。

大正十四年一月三〇日、東京芝の自治会本部に開催された関東労働組合会議創立準備委員会において、機械労働組合聯合会から悪法阻止運動の緊急動議が出され万場一致可決されたが、これにもとづき、同会議内に、各組合から選出された委員一名からなる悪法案反対同盟会が組織され、翌三十一日、執行委員会は演説会やデモ行進挙行を決定し、反対同盟都下全労働組合の名をもって決議文を発表したのを皮切りに、同年三月上旬まで、以下のような反対運動が展開された。

主 催 者	運動形態	開催場所 (参加人員)	日 時	警察事故
日本労働総同盟大阪聯合会	演説会	天王子公会堂 (一〇〇〇)	一四・一・三一	中止 一一二
官業労働向上会	演説会	天王子公会堂 (一〇〇〇)	一四・一・三一	中止 一一二
煙草労働組合	演説会	天王子公会堂 (一〇〇〇)	一四・一・三一	中止 一一二
総同盟尼崎聯合会	演説会	尼崎市立図書館	一四・一・三一	中止 一一三
日本労働組合聯合会	演説会	天王子公会堂 (六五〇)	一四・二・三	中止 一一三
悪法案反対同盟	政府当局 貴衆両院訪問	東京	一四・二・五	

悪法案反对同盟

演説会（決議）

協調会館
（一五〇〇）

一四・二・五

中止
檢束 一二
（官憲立会九〇）

悪法案反对同盟

關係当局
貴衆兩院訪問

東京

一四・二・六

悪法案反对同盟

デモ行進
（宣言決議）

東京有馬ヶ原
上野（二九〇〇）

一四・二・一

中止
檢束 六七
（官憲出動二五〇〇）

官業労働総同盟

大会後デモ

東京明治館

一四・二・一

横浜市電共和会

演説会

横浜社会館
（五〇〇）

一四・二・一

中止

政治研究会

演説会

名古屋機械技工組合
名古屋向上会

演説会（決議）

名古屋大薬師堂
（一三〇）

一四・二・一

中止

日本製陶労働総同盟

日本労働同盟野田聯合会

演説会

政治研究会

演説会

東京産業青年会

一四・二・一

解散命令

京都聯合会

演説会

京都公会堂（七〇〇）

一四・二・一四

総同盟関東地方評議会

演説会

東京曙ヶ谷（一二〇）

一四・二・一五

中止

総同盟大阪聯合会

官業労働総同盟

演説会デモ行進
（宣言決議）

大阪中之島公園
天王子公園
（二、〇〇〇）

一四・二・一五

檢束 二〇
（官憲六〇〇余出動）

日本農民組合外二団体

（大会）建議案

神戸兵庫女子小学校

一四・二・一五

総同盟京都聯合会

演説会

京都岡崎公会堂
（一、〇〇〇）

一四・二・一五

総同盟大阪聯合会
官業労働総同盟
日本農民組合外一団体
水平社

総同盟尼崎聯合会

総同盟神戸聯合会

政治研究会
惡法案反对同盟

岡山労働組合

総同盟京都聯合会

総同盟関東労働同盟会

大阪弁護士有志団

総同盟神戸聯合会
神戸地方各労働団体

総同盟京都聯合会

会京都タバコ労働組合
京都陶磁器工組合

総同盟大阪聯合会

官業労働総同盟

日本農民組合

名古屋十四労働団体

演説会

労働大会演説会
(宣言決議)

演説会

惡法反对民衆大会
後デモ

演説会(宣言、決議)

新聞社、当市選出代議士留守宅訪問電文発信要請

演説会

演説会

デモ行進

労働者大会
演説会(決議)

労働者大会
演説会

大阪天王子公会堂
(二、三〇〇)

尼崎市立図書館
(二〇〇)

神戸キリスト教青年会館
(六〇〇)

協調会館
(一、〇〇〇)

岡山劇場
(一〇〇〇)

京都市(一〇)

協調会館(二〇〇)

天王子公会堂

神戸湊川公園
大倉山(三〇〇)

京都三保青年会館
(一、二〇〇)

大阪天王子公会堂
(四五〇)

一四・二・一六

中止 五

一四・二・一六

一四・二・一七

中止 一〇

一四・二・一九

(官憲立会約七〇〇)

一四・二・一九

一四・二・二〇

一四・二・二〇

一四・二・二〇

一四・二・二三

(官憲出動二〇〇)

一四・二・二四

(中止 検束 八七)

一四・二・二四

中止 三

市選出代議士留守宅訪問代表者上京

名古屋市

HPクラブ

演説会

東京小石川クラブ
(五〇〇)

一四・二・二六

中止 五

関東鉄工組合三河島支部

演説会

東京市外町屋クラブ
(一三〇)

一四・三・一

中止 一

広島自由労働組合

デモ行進
(宣言、決議)

広島市練兵場
(一五〇)

一四・三・一

検束 一

広島合同労働組合

広島水平社青年同盟

演説

広島県土生町大山座
(一三〇)

一四・三・一

官業労働関東聯合会

民衆大会 (決議)

東京市外王子大松亭
(四五〇)

一四・三・四

関東労働組合会議

発会式 (決議)

協調会館
(四〇〇)

一四・三・六

悪法反対同盟
政治研究会

民衆大会
演説会 (決議)
実行委員議会訪問

協調会館
(一、二〇〇)

一四・三・六

検束 一六

(註) 右資料は内務省社会局資料の外、大原社会科学研究所「日本労働年鑑」(大正十五年)によった。

労働組合側では右の外、官業労働総同盟第七回大会(大正十四、二、十一)、総同盟神戸聯合会大正十四年大会(一四、二、十五)、第二回印刷工聯合会全国大会(一四、三、二九)等組合大会で反対決議ならびに宣言をしている。

治安維持法案は三派幹部会を経て大正十四年二月一七日第五十議会上程、若槻内相から次のような提案理由がのべられた。

「我国ニ於キマシテ、無政府主義者、共產主義者其他ノ者ノ運動ガ近年著シク發展ヲ見ルニ至リマシテ、殊ニ露國、独逸ノ革命ニ関スル過激ナル情報ハ一部ノ者ヲ刺戟致シマシテ、其運動ヲ一層深刻ニ導キタルノ感ガアリマス。続イテ其一部ノ者

治安維持法と労働運動

ハ外国ノ同志ト通謀シ、又ハ海外ヨリ資金ヲ仰ギ、過激ナル運動ヲ計画実行セントスル者ガアリマス。運動自体モ組織的且ツ大規模ニ行ハレントスル所ノ状況ニ在リマス。而シテ最近各種ノ社会運動モ漸次熾ナラントスルノ状況ニ在リマスノヲ奇貨ト致シテ、是等ニ対シテ危険ナル思想行動ヲ鼓吹シ、以テ運動ヲ悪化セシメ、又ハ社会主義的過激運動ト提携セシムルヤウニ努メツアルヤウナ次第デアリマス。加之日露ノ国交モ早晚回復ヲ見ルニ至ルコトト存ジマスガ、其結果ハ彼我ノ来往頻繁トナリ、過激運動者ハ各種ノ機会ヲ得ルニ至ルコトデアラウト思ハレマス。要スルニ各種ノ社会運動ハ漸ヲ追フテ旺盛トナルコトデアラウト思ハレマスルシ、此間過激ナル思想ヲ有スル者等ガ帝国ノ治安ヲ紊ルノ目的ヲ以テ不穩ナル行動ニ出ヅルノ傾向ハ益々増加スベキモノト認ムルノ外ナイノデアリマス。然ルニ是等ノ行動ニ対スル取締法規トシテハ刑法、治安警察法、新聞紙法、出版法等ガ存シテ居リマスケレドモ、其規定ガ不十分ニシテ、屢々危険ナル行動ヲ全ク取締リ得ザル場合ガアリマスノミナラズ、其罰則ヲ適用シ得ル場合ト雖モ概ネ輕キニ失シマシテ、罰則ヲ賭シテ不穩ナル行動ヲ敢行セシムルノ結果トナリ、為ニ取締ノ実ヲ擧グルコトヲ得ザルノ憾ガナイデハアリマセス。以上の理由ニ依リマシテ本法案ヲ立案シタ次第デアリマス。

提出法案は次の通りであつた。

第一条 国体若ハ政体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

第三条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

第四条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ害ヲ加フヘキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス

第五条 第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束

ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁固ニ処ス情ヲ知りテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ

第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又は免除ス

第七条 本法ハ何人ヲ問ハス本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦適用ス（第五十議會速記録より）。

治維法案に対する世論のきびしい批判、院外における悪法案反対大衆運動に動搖した政府は、衆院本會議冒頭において質問事項（星島二郎）にもなかつた治維法と労働運動との關係について左のように弁明これとめてゐる。

「世間ニハ此法律案ガ労働運動ヲ禁止スルガ為ニ出来ルヤウニ誤解シテ居ル者ガアルヤウデアリマス。此法律ガ制定サレマス、労働者ガ労働運動ヲスルニ付テ、何等カ拘束ヲ受ケルト云フヤウニ信ジテ居ル者ガアルヤウデアリマス、斯ノ如キハ甚シキ誤解デアリマス、労働者ガ自己ノ地位ヲ向上セシメルガ為ニ労働運動ヲスルコトハ何等差支ナイノミナラズ、私共今日局ニ當ツテ殊ニ内務省ハ其所管ノ省デアリマスガ、左様ナ事ニ向ツテハ何等拘束ヲ加ヘルト云フ考ヲ持タヌノデアリマス、唯々此問題ハ前ニ申上ゲル如ク無政府主義、共產主義ヲ実行セントシテハイケヌト云フ取締法デアリマス、労働者ニシテ無政府主義ヲ唱フルニ非ズ、共產主義ヲ唱フルニ非ザレバ、彼等ガ労働運動ヲスル上ニ於テ此法律案ニ何ノ拘束モ与ヘルモノデナイノデアリマス（拍手）」（第五十議會本會議事速記録より）。

治維法の対象とするところが、政府の主張するように共產主義者あるいは無政府主義者たとしても、労働者階級が真におそれていたのは、そのような嫌疑による労働運動の抑圧であつた。当時、官憲の弾圧や立会の中での組合大会や争議の報告会が平靜な心理と寡困氣の中に行われるとは何人にもとうてい予想されるところではなかつた。この感情は当然、議會における審議にも反映した。革新俱樂部星島二郎の

「今日ノ労働団体ガ非常ニ恐レテ居ルノハ、何モ彼等ガ共產主義デアル、無政府主義デアルカラ恐レテ居ルノデハナイ、多クノ労働者ハ今日失業状態デ不安ヲ感ジテ居ル、或ハ賃銀ガ少ナイ為ニ不満ヲ懷イテ居ル、サウ云フ場合ニハ資本主義、或ハ独占事業ニ対シマシテ屢々突掛ツテ反抗シテ行ク：初ニハ何モ共產主義ノ思想ガ無クテモ、其一時ノ瞬間ノ苦ミカラ発シタ言葉ガ遂ニ資本主義ニ反抗スルト云フコトニナルノデアリマス、サウ云フ者ガ触レテ来ルノデ怖イト云フコトカラ労働団

体等ニ於テ心配シテ居ルノデアリマス……」

との疑念に対して小川司法大臣は

「固ヨリ今日ノ労働運動ヲ為ス人々ノ如キハ全然此法律ニ無関係デアル……若シ又之ヲ適用スルニ当ツテ何デモナイ、罪モナイ者ニマデ是ガ及ブト云フヤウナコトガアツテハ相済ミマセヌカラ……政府ハ責任ヲ以テ此法律ヲ拡張シテ、罪ノ無い人マデモ引張込ムコトハ致サナイ。……『実行ヲ煽動スル』是ハ実ニハツキリシタコトデアリマス、犯罪ヲスル実行ノ目的ヲ以テ実行ヲ煽動スルト云フノデアリマスカラ、其目的ガ実行スル目的デナケレバナラヌ……ソレガ為ニ数年前カラ問題デアツタ宣伝ト云フ文字を削ツタ……」（同本会議事速記録より）

と答弁している。この「煽動」がどのように解釈されたかは後に見るところであるが、労働団体や星島の危惧は決して杞憂でなかったことは治維法施行の過程のよく実証するところである。

また同じ趣旨の質疑は与党たる憲政会の山榊儀重からも出された。山榊は

「労働運動ノ進リガ夥テ又他ノ方面ニ噴出シテ来テ、或ハ無産政党ノ叫声ヲ揚ゲルノデハナカラウカ、先日来私ハ労働団体ノ代表者ニ会ツテミルト、吾々ハ必シモ共產主義ヲ主張スルノデハナイケレドモ、非常ニ失業者ガ多クナリ、生活ガ困難ニナツタ時ニ、壇上ニ一タビ立ツナラバ、不都合ナル資産階級ヲ吾々ハ團結シテ打毀シテシマヘト云フコトガ、ツイロカラ飛出シテシマフト云ツテオリマシタ、其事情ハ確ニ國デ考エナケレバナラヌ点ガ在ルト思ヒマス、彼等ガ正当ナル團結ヲ持つテ、正当ナル産業組織ニ於テ今日ノ社会組織ニ於テ要求セントスル所ノ方法ヲ今尚ホ阻止セラレツツアルノデアリマス……」（同第五回委員会速記録より）

として当局の労働運動取締に警告するとともに労働三立法の動向について質問した。政府委員は「正当ナ手段ニ依ツテ正当ナル権利ヲ主張し、正当ナル要求ヲ主張スルトイフコト」は「何モ取締ル必要ハナイ」し、政府は少しも

抑制していない、遠からず「適當なる日本の現在の狀態——現在の社會狀態現在の思想狀態に適合するような」立法ができるだろう、と型の如く答弁するだけであつた。

右のような労働者の「無意識的」ないし衝動的行動を別としても、労働組合または無產政党がその運動の終極的目標として掲げる綱領もまた、その抽象的表現のゆえに大いに問題になるところであつた。多くの組合はその掲げる規約・綱領の解釈如何によつて存廢の岐路に立たされた。立憲政友会の山口政二はこの点について

「政府ハ屢々此ノ法律施行ノ為ニ正当ナル労働運動ニ一ツモ支障ヲ来サスト云フコトヲ御説明ニナツテ居ラレマスガ、此労働者ノ賃銀、労働ト云フモノハ生産ノ決定要件デアルト云フコトヲ固ク信ジテ、サウシテ生産機關ノ独占ヲ主張シテ居ル所ノ一ツノ結社、若クハ運動ノ起ツタ場合ニ、政府ハ此法律ヲ斯ル労働運動トノ關係ニ付テドウ云フ風ニナサレマスカ」と問うたのに対し、司法省刑事局長山岡万之助は

「我國ニ於ケル全生産機關ヲ労働者ニ於テ独占スル」という意味においては「私有財産ノ根本ヲ否認スル」ということになる²⁾と答え、また革新俱樂部の清瀬一郎が、「イリー」の社會改造綱目、「モンゴメリー」の改革案、イギリス労働党の宣言、およびドイツ合同民主黨の政綱など「社會化」に関する綱領を例に挙げて、これらをわが國の政黨結社が掲げた場合、治維法第一条に抵觸するや否やを問うたのに対し、山岡政府委員は、それが「所有權ヲ沒收スル」あるいは「立憲政体ヲ尊重セズ、又所有財産制度ノ根柢ヲ尊重」しないならば本法に抵觸することになる旨答弁している²⁾（以上何れも第六回）
（委員會速記録より）

治安維持法が労働運動に与えるであろう重要な結果についての野黨の議會における追究は以上のような程度でもろくも終止符をうった。追究の成果は必ずしも徒勞ではなく、原案から「政体ノ變革」を削除したことはそれ自体

として大きな意味をもっていた。野党はこの成果に満足して、絶対多数をもって修正案に賛意を表した。結局、野党各派が議会における法案審議の過程で展開した反対論は、所詮、悪法反対運動に象徴される世論に迎合するジェスチュアにすぎなかった。ブルジョア政党としての野党各派は、治安維持法が爆発的に燃え上ろうとする労働無産大衆運動に水をさし、これに思想的な大ワクをはめるものであることを承知の上で、ただその汚れた手の責任者を与党に帰そうとしただけである。かくして、舞台は三・一五事件をうけて治安維持法違反に對し死刑の極刑を課すにいたった緊急勅令の發布とその承認を求める第五十六議會まで、ひとまづ立法院の手をはなれて行政府へと移行した。⁽³⁾そしてこの施行の過程において法はとどまることを知らないかのように濫用され暴威をたくましくした。これをチェックしうるものとして残された唯一の機関は司法府のはずであった。

(1) 新聞社説も東京朝日の「過激法案反対當時を顧みよ」(大十四、二、一五)、「治安維持法乱用の危険」(同五、一二)、大阪毎日の「治安維持法案の是非」(大十四、二、一四)、東京日日の「何の爲の治安維持法案」(大十四、二、二二)などこぞって反対論を展開した。尾崎行雄は「一個の治安警察法第十七条のために我國労働運動が從來蒙つて來た影響を考へれば法施行の任にあたる時の政府当局の解釈次第では如何様なことでも出来る、新聞の社説等でも思ひ切つた議論は全然出来ぬ事になる……」として「あらゆる点から見て」絶対反対を表明(一四、二、一二大阪朝日)し、牧野英一教授も「眞に治安の維持に必要な範圍に止め、思想・言論乃至それに附随する各種の運動を阻害すべきでない」として詳細な反対論を公表した(一四、二—三大阪毎日)。時事新報社説は「悪法濫用の危険」と題し、「本法に依りて後日不慮の禍を蒙るもの頻出するの恐れなきを保せざる其中にも、言論及び學問研究の自由が著るしく脅威せらるゝの危険は殊に重大である……啻に裁判所の解釈適用に對する不安に止まらず、將來もし乱暴なる政府当局者の出づることあらんか、本法を惡用濫用して、言論に如何なる圧迫を加ふるに至るやも知れない。悪法の恐る可きは虎よりも甚だし」といつている。これらの危惧は法施行後いくばくもなくすべて適中するところとなった。

(2) 川崎政府委員が右答弁の中で、民主主義ということとは政治的意味において我國の憲法に牴觸すると述べていることは注

目される。

(3) 昭和三年、九年の治維法改正をめぐる動向については香内三郎「治安維持法改正をめぐる諸問題」(東大新聞研究所紀要八)に詳し。

三、治安維持法の施行

——その司法過程における適用と拡張

治安維持法は在来のわが国の実定法に比べてもきわめて特殊の性格をもつものであった。すでに大衆運動の取締立法としては、治安警察法を中心とするいくつかの警察法規が互に関連しつつ暴威をふるったが、それにしてもそれらの立法は、結社および集会という具体的行動をその取締の対象としていたのに対し、治維法の保護法益は「国体」および「私有財産制度」というきわめて広汎かつ抽象的概念であり、しかも同法がこのような法益侵害とみなされる行為を、具体的危険の発生するに先立って処罰しようとする予防的性格をもっている点において、従来の刑事法にその類をみないものであった。結局、それは個々の結社ないし結社の活動に従事する行為者の取締りというよりはむしろ、当時の社会の根本秩序とみなされていた体制に対抗する思想そのものの掃蕩をねらいとしていたとみなくてはならない。

治維法のもつこのような思想立法の特殊的性格は、立法の立案者たる政府当局により一面では肯定され、他面では否定された。すなわち肯定的側面としては、万世一系の天皇が統治する「神聖な」国体は一切の批判的立場を許さない絶対的な前提条件であり、基本的人権としての思想、信教、表現、集会の自由もこの一線において絶対的制約

を蒙るという考え方の上に立つて、治維法をして一切の批判的思想および言動に対する防壁たらしめようとする主張がなされた。この大義名分の主張の前には、立法院において法案反対の側に廻った野党も全く無力であった。この「団体」を盾にして居直る式の政府側の答弁は、治維法の改正案が登場した五六議會以降六五、六七議會と時代を経るに従い強化され、六七議會におけるいわゆる美濃部事件において学問の自由を公然とふみにじることになった。

しかしながら、治維法の他の一つの目的である「私有財産制」の擁護については、右の主張をそのままおし通すことはとうていできない。何となれば社会制度に対する批判を許さない言論の自由などはもはや全く意味がないからである。この点については、政府も同法が思想取締立法たることを口をきわめて否定せざるを得なかった。そこで政府当局は、治維法の対象が、国体の変革および私有財産制の否認を目的として行われた行為に限定されるという目的刑の立場から濫用のおそれのないことを強調し、これによっていわゆる思想立法でないことを正当づけようとしたのであった。

けれども、同法の対象とする犯罪が目的刑であることは、それが思想立法であることを少しも否定することにはならないし、私有財産制を国体と同列において、基本的社会秩序と考える立場からすれば、前者に対する批判が後者に対する批判に通ずることはいうをまたない。国体に対する批判を許さない点において、またコミュニニズムに対する反感においては政府、与党にいささかもひけをとらない保守政党としての野党各派が、法案の審議においてかなり根強い抵抗を示したのは、この治安立法のもつ無限の濫用の可能性がやがて言論の自由そのものに対する絶対的な束縛化することを本能的におそれたからに外ならない。

(註) 第五〇議會の衆院審議において法案に絶対反対を主張したのは革新五、中立六、実業同志四、無所属二、總計十七名に

過ぎなかつた。

保守政党においてすら、立法の前途にこのような危惧をもつていたのであるから、まして私有財産制に対する基本的な批判をその理論的出发点とする無産大衆運動が、やがてこれによってすべて死命を制せられる運命を予知して、反対運動に立上ったのは当然であつた。しかしこの場合にも、極左派を除き、私有財産制に対すると同じく敢て国体に対する抵抗を決意し得ない無産運動は、その理論的前提において「国体」のタブーに触れることをひたすらおそれたために、私有財産制に対する批判と抵抗運動も中途半端にならざるを得ず、また一旦成立した立法に対して正面から撤廃運動を展開することができなかった。無産大衆運動の中心をなす労働運動の前には、かくして「踏み絵」としての治維法が立ちほだかり、そして治維法にその無限の活動を保障された特別高等警察機構はこれをふりかざして、ありとあらゆる労働運動に監視の目を光らせることになった。こゝに注意すべきことは、治維法は特高警察によって濫用の限りをつくされ、その過程はそれ自体きびしい究明を必要とするが、その濫用に根拠を与えたものが治維法自体のもつ思想立法としての特殊的性格であつたということである。

(註) 戦前における行政府特に警察権による濫用に関しては、戒能通孝編「警察権」第一・二章、法律時報別冊特輯「治安立法」参照。宮沢教授は「治安維持法違反の容疑者が、いかに乱暴きわる人権じゅうりんの対象とされたかを、明治憲法の歴史のもつとも恥すべきベネジとして記憶することは、日本における人権の確立を念願する者の義務といふべきであらう」といわれる(憲法Ⅱ 法律学全集4)。

以下に、治維法を厳正中立の立場から最少限度の縮小解釈にしほつてその濫用を戒しむべき責任を負つた裁判所が、本法の運用についてどのような態度をもつて臨んだかという点を追究してみよう。

治維法は結社罪(第一条)、協議罪(第二条)、煽動罪(第三、四條)および利益授受罪(第五條)の四種の犯罪を対

象とする。

結社罪は国体の変革を目的とする結社については(一)結社を組織する行為、(二)結社の役員その他指導者たる任務に従事する行為(昭和三年緊急勅令による改正法で追加)、(三)情を知って結社に加入する行為、(四)結社の目的遂行のためにする行為(同じく改正法により追加)、(五)以上の行為の未遂行為の五類型の行為を対象とし、私有財産制度の否認を目的とする結社については右(一)(四)(五)の四類型の行為を処罰の対象とする。

右のうち解釈上問題になった第一点は「国体の変革」の意味如何であった。判例は「万世一系の天皇君臨シ統治權ヲ総攬シ給フコト」(大判昭四、五、三一)を「国体」とし、「君主制ヲ撤廃シ無産階級独裁ノ政府ヲ樹立セントスルコト」(大判昭六、六、八)あるいは「究極ノ目的タル共產主義社会ノ実現ヲ期スル為其ノ經過的目的トシテ君主制ノ廃止ヲ企図スルコト」(大判昭九、十二、六)を変革と解した。ところで国体の語ときわめて混同され易い「政体の変革」はもともと治維法の原案中にあり、激しい反対に遭って第五〇議會衆議院の審議において削除されたいわくつきのものであるが、下級審の判決には「立憲君主制」をもつて「国体」と解するもの(札幌控訴院 大刑一一卷三三二・三三九・大阪控訴院 大刑一一卷五五三・三五五)があった。「無産階級の独裁政府樹立」というスローガンは一般に政体の変更に与えられるが、それが君主制の廃止と結びつくときは国体の変革と解せられたのである。無産運動や労働組合の綱領や斗争目標あるいはスローガンはこのような拡張解釈による処断をおそれ、細心の注意を払わねばならなかった。

しかし現実の大衆運動についてより問題を生じたものは「私有財産制度の否認」の具体的に意味するところであった。もともと「私有財産制度」とは共産党宣言中の用語をそのまま移したもので、在来の法体系の下では特定の法的意味を有しない。ところがこれを法的意義の明確な私的所有権とすると、企業の公有、国有といったすべての

財産権の主体の変動がその中に当然含まれることになるために、立法に際してかかる特別の造語を用いたものと思われる。判例もこの点については、立法の意図が直接共產主義運動に限定されるかのような解釈を示している。たとえば「生産機関ヲ公有ニ帰セシメ共產主義社会ヲ建設スルコト」(大判昭四、四、三〇)、「凡ユル生産機関ヲ社会ノ公有ト為シ共產制度ヲ実現セントスルノ行爲」(大判昭四、五、三一)、「私有財産制度ノ全廢ヲ共產主義会社ノ最高度ノ理念トシ其ノ当面ノ過程トシテ日本共產党ガ……××(宮延)社寺大地主ノ土地沒收ヲ主張スルコト」(大判昭六、七、九) あるいは「現在ノ資本家所有ノ大土地ヲ非合法的ニ無償沒收シ之カ所有權ヲ無視スル」(大判昭九、一、二、六) などがこれに該当するとしている。結局、法的定義としては、それは財産の階級的性質を全面的に否定するものとしても解釈するほかなかったであろうし、当初の目標は共產党の運動を対象として立法化したことは明らかである。けれども、それはやがて日本共產党以外の事件に拡大され、しかもこれを合理化しうるだけの法理論を判例は展開することができなかった。

(1) 共產党の掲げるスローガンでテーゼ自体の用語ではない。これを党の「目的」と認定する必要から、判旨は「其ノ当面ノ過程トシテ」の語を特に挿入したものと思われる。

(2) 北海道集産党は、日本共產党とは無関係の団体であったが、その主張するところは現在の社会制度の欠陥が有産支配階級が無産階級を圧迫奪取し、労働に対する賃金を正当に支給しないことに帰因する。これを防止するため、生産機関を公有とし、分配は社会の手によって労働の価値に応じてなすべく、現在の資本的経済組織を破壊し、共產主義的社会を建設するための実現運動機関として政治行動をなすというにあった。札幌控訴院判旨は「私有財産ヲ否認スルコトヲ目的」とする結社と認定。上告趣旨書は法律が規定し保障する所有權と制度としての私有財産制の法律的意義は別物であるとして、私有財産制度とはいかなる形態を指すかとしてその法的定義を問うている。大審院判旨はこれに理論的に答うることなく、単に原審は毫も其の理に欠くる所なしとしているだけである(大判昭四、四、三〇)。

日本共産党に關しては、判例はその組織方針や諸活動を綜合して「モスコニ本部ヲ有スル國際共産党ノ日本支部ナルコト及同党カ暴力革命ニヨリ我國存立ノ大本タル君主國体ヲ變革シ無産階級独裁ノ政權ヲ樹立シ且利有財産制度ヲ否認シ共産主義社会ヲ建設センコトヲ目的トスル非法ノ結社」(大判昭九、一〇、九)と認定し、同党に対する加入、役員または指導者としての活動、その目的を遂行する行為を未遂を含めて直ちに結社罪とし、また協議罪、煽動罪も同党との關連の事実だけで、國体變革または私有財産制度否認の目的をもつものと認定されるにいたつたのである。このような認定の過程は、治維法がその濫用阻止の旗印としてうたい、法案審議の過程で当局が再三強調した目的刑たることを自ら否定することに外ならない。目的刑とはいふまでもなく行為者の動機を把えて、その動機に出た行為のみを処罰の対象とすることであり、従つて本法各条の違反が成立するためには、嚴密にいえば被告が、心裡のうちに國體變革または私有財産廢止の意圖を有していたことを立証しなければならないのである。治維法の施行過程の歴史は、このことがほとんど無視されたこと、つまりは立法院の意思が蹂躪されたことを如実に示している。

一例として、労働組合員としての共産党支援活動が治維法第一条の目的遂行罪に問われたケースをとり上げてみよう。

〔事實〕 被告人等は関東出版俸給者組合、東京一般俸給者組合等の労働組合の役員であつたが、中外商業新報社の工場従業員に働きかけるため「日本共産党ヲ守レ」と題するパンフレットを配布し、また市會議員選挙に際し、日本共産党東京地方委員会作成の「革命的労働者ヲ市会ニ送レ」「合法的無産政党ヲ倒シテ日本共産党ノ旗ノ下ニ」と題するパンフレットを同社附近に貼付した。

大審院は一、二審の判決を支持して、

『治安維持法第一条ニ所謂結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為トハ国体ノ変革又ハ私有財産制度ノ否認ヲ目的トシテ組織シタル結社ナルコトヲ認識シテ該結社ヲ支持シ其ノ拡大ヲ図ル等結社ノ目的遂行ニ資スヘキ一切ノ行為ヲ包含スルモノト解スヘキモノナルヲ以テ苟モ級上ノ如キ結社ナルコトヲ知り乍ラ之カ支持拡大ニ資スヘキ行為アリタル以上其ノ行為カ国体ノ変革又ハ私有財産制度否認ノ目的ニ出テタルト否ト又右目的ト直接重要ナル關係アルト否トハ第一条第二項各後段ノ罪ノ成立ニ消長ヲ来スヘキモノニアラス』

と判示した(昭六、五、二二)。つまり行為者は、結社が国体変革又は私有財産制度否認の目的を有することを認識していれば充分で、行為者自身、国体変革又は私有財産制度否認を目的としてその行動に出たことを要しないのである。改正第一条第一項の文言からいえば、あるいはそのような解釈も不可能ではないが、改正前の罪がすべて目的罪であるにも拘らず、改正後挿入の本罪だけを例外と解するのは甚だしい政策的、^(註)解釈といわねばならない。弁護人側主張によれば、被告は黨員でもなく、労働組合員としての立場から、当時の労働組合のスローガンをパンフにして出したままで、結社の目的遂行行為とはきわめて間接的な關係しか有しないし、国体変革または私有財産制度否認の意図に出たものでもないという。とすれば、大審院はまことに大巾な拡張解釈を取てしたことになる。大審院はその後さらに、目的遂行行為をもって、直接国体の変革または私有財産制度の否認を実現させるに足る行為だけでなく、結社の組織を強固にし、その充実拡大を図る行為をこれに該当すると判示(昭七、四、二八・昭和七、十二、二二)し、かつ、右のような行為者は特に結社と組織的あるいは統制指揮關係を有する必要なしと解した(昭五、一一、一七・昭六、七、九)。

かくして判例が目的遂行罪と認定したものは(一)党オルグ会議における議論(昭九、十二、六)(二)党機関新聞雑誌の編集発行(昭六、十一、二六)、党文書の起稿、印刷、配布(昭七、十一、二一・昭九、十二、六)(三)機関誌の読者獲得のた

めにする協議頒布（昭五、十二、十七・昭七、三、十五・昭八、二、六）（㉞）無産者新聞、第二無産者新聞の配布（昭七、一二、二二）（㉟）隠匿場所の提供、街頭連絡、資金供与（昭七、四、二・昭九、一〇、九・昭九、十一、二）（㊱）武装デモ行進（昭七、四、二八）、（㊲）全協地区協議会における論議画策（昭六、十一、十三）、（㊳）労農同盟員としての活動（昭八、九、四）等の広きに亘ることになった。

（註）昭和三年の治安維持法改正に際して司法省が明らかにした改正理由説明によれば、「結社の目的遂行の為にする行為をなす者」とは「未だ（結社に）加入したる者に非ずして結社の目的を知り、其の目的遂行の為にする行為、例へば宣伝、煽動又は其の協議を為し結社を援助する者を謂ふ」となっている。これらの解釈もその運用の衝に当る警察当局によると「法が目的遂行云々と極めて概括的な規定を為した点から云つても、可及的広義に解すべきもので、……結社の拡大強化を図る一切の行為は勿論、結社組織前に於てせる組織の為の宣伝や、黨員外の者にして情を知つてピケとか、ピラ撒き等に従事した者等は一切之に包含すべきもの」と拡張されている（木下英一・特高法令の新研究三七頁、傍点筆者）。

治維法の拡張解釈は、同法の実質上の主たる目的としての共産党から、その対象を日本共産青年同盟（共青）に拡張、さらに進んで日本労働組合全国協議会（全協）に及ぼすにおよんで頂点に達した。

この両団体はすでに当局によって治維法にいわゆる非合法結社と認定され、峻厳な検査、弾圧の対象となっていたが、大審院が法的判断を加えたのは、昭和七年四月二十八日の判決においてである。

事件は川崎メーデー事件といわれるものであるが、容疑事實は、被告らは、全協日本化学労組または日本金属労組を組織あるいは加盟し、共青京浜地区オルグの指導をうけ細胞機関紙赤タンクを発行配布してその目的の宣伝に努めていたが、全協の指令の下に昭和五年五月一日の川崎メーデーに竹槍等をもって「武装デモ」を敢行しようとし、これを取り押へた総同盟幹部、警察官を負傷させたというものである。事実中、暴行傷害関係は殺人未遂、公務執行

妨害傷害事件として別にする、問題は被告らが日本共産党、共青、全協の各目的ならびにその相互の関係を如悉してこれに共鳴し、その目的遂行のため宣伝煽動に努めたことが治維法違反に該当するかどうかという点である。被告らは日本共産党とは直接の關係がないのであるから、直ちにこれを同法の結社罪に問擬することはできない。判旨はそこで共青を新たに日共と同一目的を有する結社とし、全協を日共の目的遂行のためにする行動を指令したものと認定した。⁽¹⁾ところで上告趣旨は、所謂「国体ヲ変革シ私有財産制度ヲ否認シ」プロレタリア独裁の政治組織を実現しうるものは唯一のプロレタリアの党である共産党であり、共青の実現しうるところでない。共青は党の貯水池であつて党からの働きかけによつて始めて共産主義が訓練されるところであり、党との關係は受動的であつて共産主義としてはそれ自身未成の組織である、その組織においても目的においても両者は区別すべきもの、と主張して、共青が日共と同列の結社たることを反駁している。また全協については、

「全協ニハ所謂共産党ノフラクシヨシナルモノカ入ツテソノ組合ノ經濟的乃至政治的斗争ヲ指導シソノ斗争ヲ通シテ優秀ナ労働者ヲ党ニ獲得スルノテアリマス然シソレ等ノ斗争ハ党ノフラクシヨシカ党ノスローガント力要求トカヲソノ組合ヘ持つテ行ツテ党ノ方針ヲ斗争サセルコトテハナク組合テ決定シタ組合ノスローガンヤ要求ヲソノ組合ノ方針ヲ斗争サセルヲ指導スルノテアリマス又組合ノ協議決定ニハ党ノ一フラクシヨシハソノ組合ノ一組合員トシテソノ協議決定ニ参加スルノテアツテ從ツテ組合テヤル活動ハ飽ク迄モ組合ニ入ツテ居リ且ツソレヲ指導スルコトニ依ツテ組合力党ノ目的達成ヲ期スルモノテアルト云フ考ハ明カニ間違テアリマス組合ハ斷シテ党ノ目的達成ヲ期スルモノテハナク党ノ目的達成ヲ期スルモノハ党ノ組織以外ニアリ得ナイ」

とし、結局、以上三つの組織はその階級的利害において一致するだけで、それぞれ異った組織と目的をもち、それぞれ異った任務と活動に従っているものと主張した。

大審院判旨はこれに対して、共青は「青年独自ノ立場ニ於テ団体ノ変革、私有財産制度ノ否認ヲ目的トスル日本共産党ト同一ノ目的ノ実現ヲ期スル」結社とし、「全協」は「其レ自体経済斗争ヲ使命トシ從テ団体ノ変革私有財産制度ノ否認ヲ目的トスルモノニハアラサルモ其ノ終局ノ目標トスル労働者ノ真ノ解放ハ共産主義社会ノ実現ヲ俟チテ初メテ完全ニ実現セラレ得ヘシト為ス点ニ於テ共産主義社会ノ実現ノ為専ラ政治斗争ニ当ル日本共産党日本共産青年同盟ノ目的達成ヲ望ムモノニシテ從テ其ノ経済斗争ニ於テ苟モ党又ハ同盟ノ指導ノ下ニ党及同盟ノ目的実現ノ為ニ寄与スヘキ機会アルニ於テハ其ノ機会ヲ捉ヘテ党及同盟ノ目的達成ヲ援助扶翼スルヲ懈ラサルモノ」と認定して、弁護側主張に正面から反対した。もつとも、判旨が冒頭にいう「治安維持法ニ所謂団体ノ変革私有財産制度ノ否認ヲ目的トスル結社トハ必シモ其ノ結社独自ノ力ニヨリテ其ノ目的ノ実現ヲ為シ得ル組織体タルコトヲ要セス他ノ同一目的ヲ有スル結社ト相俟チテ右ノ目的ノ実現ヲ為ス結社モ亦右ニ所謂結社タルモノトス」の言葉は、共青と同様全協をも右の結社とみなす趣旨なのかどうか明かでないが、右の全協に対する認定趣旨からみて否定的に解すべく、むしろ全協の場合は、被告らがその指令をうけて、メーデー事件において党および共青の目的遂行に資する行動をなした点が目的遂行罪に問擬されたものと解するのが自然であるかもしれない。

しかしながら、本件冒頭判旨が、治維法違反の不法結社の対象を共産党から、これと同一の目的を有するとみなされる団体に拡張したのは明確な事実であり、かくて右団体への加入、組織、その目的遂行のための行為が同法各条の適用を受けることになったばかりでなく、全協等の外廓、労働団体も、それが直接に団体変革、私有財産制否認を目的としなくても、自己の目的遂行上、右団体の目的遂行のためにする行為をなす可能性ある団体として違法すれすれの線上におかれ、断えず官憲の監視、威嚇または検挙の対象にさらされたわけである。このような拡張解釈の傾向に対しては当時の大審院判事三宅正太郎氏も大きな危惧を示している。⁽²⁾

この危惧はやがて徐々に適中していった。全協機関紙としてすでに非法出版物とされていた労働新聞の不法発行事件に際して、大審院は、ついに全協そのものを本法該当の結社と認定した（昭一〇、三、一八）のである。

(1) 日本労働組合全国協議会（全協）は昭和三年四月十日結社禁止処分を受けた日本労働組合評議会の後身であるが、同年十二月二十五日全国代表者会議を開催、暫定綱領を発表して活動を開始した。その行動綱領は七十三項目に亘るが、労働者抑圧諸立法の反対、御用組合階級協調組合排撃闘争、五時間労働制、最低賃金制、同一労働同一賃金、失業保険等保護の獲得、農民運動支持、国際労働会議、アジア労働会議排撃等の外は対支干渉絶対反対、ソヴェエトロシア防衛闘争、帝国主義戦争反対闘争等政治闘争に関するものもあるが、共産党のそのような団体、私有財産制を直接対象とするものは掲げていなかった。

(2) 三宅判事は治維法の目的罪的性質を強調する一人であり、特にこれを結社の目的遂行罪についても肯定した（法学全集「治安維持法」一九七頁）。そして判例がこの点を閑却して漸次拡張解釈を進め、ついに共産党以外の組織を治維法違反の不法結社と認定したことに對して「是等を一網打尽に取扱ふことは、或は檢挙の上には便宜であらう、いやが上にも彼等を威嚇する為には必要であらう。しかし、もしそれならば煩瑣な法律はいらない。治安維持法は唯一條で足りる。それは少くとも理解を以て成り立つ昭和の政治ではない」と断言している。（警察研究第三卷第十一号八昭和七年Ⅴ）。

全協を始めとする左翼外廓団体に対する治維法の結社認定が解釈上多くの問題点をもち、同法の目的罪による処罰をもってなお手ぬるしと感じた政府は、戦時・ファシズム体制への進展の下、これら外廓団体を直接対象とすべき法改正を目標して第六五、六七議會に改正法案を提出した。しかし予防拘禁制を含むこの重大な改正法案に対しては、「国体の護持」をいよいよ強調する議會も、警察国家強化の不安にかられて最後の抵抗を示し、いずれもこれを審議未了に葬り、改正法が成立したのは戦時体制の備った昭和十六年であった。

治維法第二条の実行協議罪は昭和三年の改正によって第一条に目的遂行罪の規定が新設され、かつ、それが右にのべたような広範な解釈をされるようになると、実行協議のほとんどすべての行為がこれに含まれることになり、

第三条の實行煽動罪と同様、實質上無用の規定と化すにいたった。

協議罪も国体変革または私有財産制否認の意図に出ることを要する目的罪であつて、その点に一応の制約があつたが、「実行に関する協議」とはきわめて曖昧な概念であり、常に拡張解釈と濫用の危険にさらされていた。協議とは二人以上の者が一定の事項につき一定の論結に達せしめんとする意図の下に互に意見を表示する行為と解されていたが、この論結は最初から意識されることを要せず、何らかの論結に達せしむる意欲で足りるし、現実に一定の論結に到達したことを要しないものと解された。たゞこの場合、一方の当事者の反対によつて実行に関する意思の合致しない場合にはこれを協議というのか疑問である。治維法理由はこれを肯定的に解し、実行に関して提案した者を協議をなした者としたのに対し、内務省はこれを否定的に解している（同理由書）。司法省刑事局は「相手方が意思ヲ表示セザルトキニ於テモ其ノ相手方ニシテ……実行ニ関シテ協議ヲ為メ集会シタル者ナルガ如キ場合ニ於テハ仍提案ヲ為シタル者ヲ以テ協議ヲ為シタル者」と解釈している。協議の内容についても必ずし犯罪を構成するものとは限らないし、協議者の実行への参加の意思の有無を問わないと解され（三宅「治安維持法」法律学辞典）たが、大審院は「各協議ノ内容タル事項ノ実況ハ必シモ直ニ叙上制度ノ破壊ヲ来スヘキモノニアラストスルモ而モ其ノ実行ノ階梯タル以上」本罪を構成する（昭五、五、二七）とした。ここにも目的罪からの逸脱を予測せしめるものがあつた。

実行協議罪の具体的事例としては、無産階級に対する教育、社会科学研究会員の研究並に生活方法、学内における学生運動方針等に関して協議をなした行為（大判昭五、五、二七）、あるいは表面は合法的無産政党を設立し、裏面では無産大衆に呼びかけ漸次尖鋭団体を結成すべきか、または最初から共產主義結社を組織すべきかにつき、また「戦旗」の読者獲得方法に関して協議した行為（大判昭六、六、一三）等がその対象とされるにいたつた。かくし

て、労働組合運動がその運動方針を討議するに際し、その中に一名の尖鋭分子が加わっていても、その言動によっては実行協議罪に間擬されるおそれを生じたのである。

第三条の実行煽動罪もまた、その抽象性において、広汎な行為を対象とする点において刑事法上類例をみない規定であった。「煽動」の解釈に関しては、すでに治警法十七条の撤廃をめぐる激しい論議を引起したところである。通説は煽動を「不特定又は特定多数の者に対し中正の判断を失して実行の決意を創造又は助長せしむべき力を有する刺激を与える意思表示と解して（三宅前掲書・判例同旨昭五、二、四 新聞二二一〇号）、これをもって宣伝または流布との差異としたようであるが、刺激を与える方法如何、または実行行為が具体的に表示されたかどうかは問題でなく（大判昭五、五、二七）、相手方が現実には了解したことも必要でなく、また一人ないし少数の者に対する刺激でも、その者から当然多数人に伝えられて刺激を与える状況でなされた場合を煽動と解する（三宅前掲書）とすれば、実質上は両者の間に何程の差異もなく、現実には、労働運動におけるアジ演説や宣伝行為が容易に煽動罪の嫌疑をもって看視されたのである。

第四条の犯罪煽動罪では、国体変革または私有財産制否認という目的と犯罪煽動との間に必ずしも相関関係が必要でなく、単に、右目的の動機たることが認定されれば本罪が成立する（三宅前掲書）とされ、かつ、本条という騒擾、暴行の語は刑法の騒擾や暴行罪より広く、警察犯処罰令のような軽罪もこれに含まれると説明（治維法理由書）されているので、治維法、刑法の外、治警法、暴力行為等取締ニ関スル法律あるいは出版法、新聞紙法等、当時労働運動を制圧していた治安、警察法規関係のすべてに亘って、いやしくも生命、身体、財産、名誉に対する侵害が予定される場合には、すべて同条の関与するところとなったのである。警察当局が「例へばメーデー示威運動等に於

て警察官の命に従はず、故意に喧擾せしめるが如き場合」を騒擾と解し（木下前掲書四八頁）たのもけだし当然の成行であろう。

第五条の利益授受罪は右に述べた結社罪、協議罪および煽動罪を犯させる目的をもって利益を供与する行為、および、情を知ってその利益を受ける行為を処罰の対象としたが、昭和三年の改正法による目的遂行罪の挿入によってこれと重複することになった。もともと本条は、シンパサイザーを捕捉することによって、資金面から間接的に結社を掃滅することを目的とした規定なので、利益を受けた者が犯罪を実行しなかった場合にも、供与者が国体変革、私有財産制否認の目的を有しない場合にも本罪は成立した。組合運動がその連帯性から全協等の左翼組織にカンプすることは本条によって組織としても個人的にも全く封殺されたのである。

以上、治維法の各条に関する裁判所の解釈の一般的傾向を示したが、このような解釈の下に容疑者がいかに苦杯をなめさせられたか、またそれが無産大衆運動に対する無言の威圧となったかは想像に余りがある。

四、治安維持法と労働運動

——思想立法の本質

すでに述べたように、治安維持法は厳しい世論や労働組合を中心とする悪法反対運動にもかかわらず、僅かな修正を経ただけで成立をみた。その立法過程において示された法濫用に対する警告は充分理由あるものであり、行政権による濫用は決して杞憂ではなかったにもかかわらず、司法過程においては、当局により濫用防止への努力がなされるよりは、むしろ行政権との密接な連絡のもとにこれをバックアップする政策がとられた。ここに労働運動の

行動の自由も民衆の言論、表現の自由も最後の保障機構を失って専ら収縮の一途を辿ることになった。

治安維持法が純粹の「經濟運動」としての組合運動や争議そのものを処罰の対象としたとは法理的にはいえないし、またその確証を挙げることは困難であるかもしれない。しかし、「国体」はもとより、「私有財産制」の根本的批判をタブーとされた組合運動は、それが非合法活動をとらないかぎり、その綱領は著るしく限定的となり、意見の発表には奴隸の言葉をもってなされる結果にならざるを得なかった。労働運動に対する取締諸法規のピラミッドの頂点に、従ってそれらの諸法規の解釈の背後には、常に治安維持法の存在を前提してかからなければならなかった。ここではそのような直接間接の弾圧の事例の描写を省略して、治安維持法が労働・無産運動に対してどのように巨大なウェイトをもっていたということの意味をその思想・治安立法の本質的性格という点から究明してみよう。

治安維持法が立案された当時の政治的あるいは社会的背景には、確かに、日本の社会史上特異な事情と雰囲気があったことは否定できない。しかしその点を別にしても、立法院を含めた当時の為政者の労働運動に対する考えかたには共通の要素があり、それが労働運動を規制する思想立法を意識的あるいは無意識的に推進させたという事実はどう定できない。この考え方はおよそ以下のように分析することができよう。

第一に、かれらにとって、労働運動は何よりも政治斗争であった。確かに、日本の労働運動は当初から社会主義というイデオロギーと固く結びついていた。労働運動がやがて「方向転換」の萌しをみせ始めたという事実も、それが全般的な反体制運動であるとのかれらの認識を変えさせるものではなかった。明治以来のナショナリズム教育の当事者でもあったかれらの目には、それはとりもなおさず思想の悪化として、神聖な国体を破壊するものとして映じたが、運動の国際的性格はロシア革命の成功という背景の下に、いよいよかれらの緊迫感を高め、労働運動の

背景にある経済的条件の悪化という事実に目を向けるだけの余裕を失わしめたのである。

もともと思想、⁽¹⁾といえるほどの理論的裏づけを持たない「国体」思想は、議会で野党代議士がしばしば口にする「思想には思想をもってせよ」という意味での思想、⁽²⁾対策を持ち合わせず、その偏狭な独善性は、第一次大戦後急速にわが国に流入した民主主義、自由主義あるいは人権思想といった考え方に對して頭からこれを敵視する態度をとらせた。国体の精華というような漠然としたムードを振りどころとする治維法が、やがて共產主義の一線をのり越えて、これらの外来思想をその対象とするに至ることはむしろ当然のなり行きともいえた。こゝに国体思想の克服すべき思想として共產主義→社会主義(労働運動)→民主主義→自由主義の序列が形成されたわけである。

かくして、政権の主体如何を問わず、政治の当局者の労働運動に対する唯一の対策は、思想立法による思想の弾圧政策であり、これによってまづコミュニニズムの掃滅をはかり、このような見せしめを通じて労働運動を反体制運動から体制順応運動に轉換せしめ⁽²⁾ることを期待したのである。

長い期間に亘る経済斗争の集積による組織化という歴史と経験をもたない日本の労働運動にとって、右の政策はたしかに功を奏したかに見える。それは組合運動の分解作用を助成、促進した。治維法の成立当初にほうはいとして起った憲法反对斗争は、同法の成立以降ついに終戦までかつての輝きを見せることがなかったのである。組合の治維法撤廃というスローガンは、わが国が戦時体制に入る昭和十二、三年頃まで左翼系組合の掲げるところではあったけれども、そのための具体的斗争はほとんど行われなかったし、この問題に深入りすることからが、すでに当局の忌憚に触れて危険組合の烙印を押される状況の下では、むしろタブーとしておそれられた。かくして、合法左翼運動は「合法」を標榜することによってかろうじてその生存を保持しえたものの、左、非合法組織からは日和見

的裏切りときめつけられ、右、国粹主義右翼組合からは赤呼ばわりされて、行動指針としての自らの思想の拠り所を失い、少くとも大衆に呼びかけるテーゼに事欠くという有様であり、かくして、上からの圧迫が左から漸次右へ移行するにつれて、その左翼を切り捨て、つ、運動自体も右へ右へと移行していったのである。

体制の批判としての労働運動が意味をもつためには、そのための行動指針としての何らかの思想を必要とするにもかかわらず、治維法はまさにこの体制批判の思想のきり崩しをねらいとしていたのである。しかも戦前のわが国では、反体制の意味を全くもたない純粋の経済運動としての労働運動を展開する余地がきわめて少く、それが可能な場合にも、体制は漸次戦時体制へと傾斜して行ったから、この変革に順応しうるものだけがかりうじて生存しえなすぎない。

司法機関が右のような為政者の考え方を消極的あるいは積極的に支持した影響力は決して小さくない。思想検事として専ら思想犯の取締りに任じた検察側はいうまでもないが、少くとも法の權威と先例確立のため、政治の影響から最も中立的立場で厳正な解釈を期待さるべき裁判所が、立法機関における濫用阻止の警告に耳を傾けないばかりでなく、行政機関による濫用を黙認し、さらに積極的に拡張解釈を行ったことは、わが国司法行政史上の一大汚点として記憶さるべきことである。なるほど、全協に対する治維法の拡張適用は行政府のイニシヤティブによるものであり、大審院は最初、理論的立場からかなりこれを渋った様子である。しかし、大審院が、全協を本法該当の結社と認定に踏みきったのは昭和十年のことであるが、その当時、立法府にあって、治維法を外廓団体に大巾に拡張適用するための修正案が内外の批判と抵抗によって陽の目を見ていないという事情を合わせ考えると、大審院自らその途を切り開く役割を果たしたことを否定できないのである。

全協という組織が共産党のフラクシヨンと密接な関連をもつ労働組合組織であったこと、共産党の壊滅的弾圧後の再建運動の中心的組織として活動したことは否定すべくもない。しかしながら、それは組合の指針とするイデオロギーが党と共通であることを意味するに止まり、組合としての機能を遂行する点において、少くとも立法の成立過程にあつては、それは本法の直接対象とする結社ではなかった。従つて、全協に対する治維法の直接適用が労働運動に与えたショックはきわめて決定的であつた。労働運動や労働争議は全協との関係を口実にして警察の完全支配下におかれ、組合は全協のメンバーと何らかの関係をもつことを極度に警戒し、積極的に反共の旗印しを鮮明にする必要に迫られたのである。

裁判所による本法の運用を考察する場合に、戦前のわが国では三権分立のたて前をとりながら、實質的には、裁判所が検察および警察権から完全に独立していなかったという司法機構上の問題も重要な点であるが、より根本的な問題として、思想立法に対する裁判官の対応のしかたということも考えてみなければならぬ。

ほんらい思想立法の対象となるべき思想、犯罪とは、一定の基本的イデオロギーを基準としてはじめて定型化することができる。そして現行の体制そのものはイデオロギーと称しえないことはいうまでもない。「国体」や「私有財産制」がイデオロギーたりえないにもかかわらず、これをもつてあえて思想犯罪を測るべき物指しとしてのイデオロギーたらしめなければならなかったところに裁判官の悲劇があつた。⁽⁵⁾ かりに、裁判官個人に特定のイデオロギーないし思想があつたとしても、法の解釈が、これを解釈する者の主観的主義思想によって寛厳いかようにもなるというのでは、法は法としての機能を果し得ない。そしてさらに重要なことは、「司法部赤化事件」⁽⁶⁾にみられるように、治維法によって裁判官自身のイデオロギーが「踏み絵」にかけられたという事実である。

かくして、一般的にいえば、法の番人たる司法当局者に人權思想や民主主義思想が欠如し、大衆運動や労働運動が社会の發展法則としての民主主義の支柱になるという事実をかれらが認識しえなかったところに、かれらをしてやがて法治主義そのものを否定するファシズムに対する理論的抵抗を全く断念せしめた原因を求めることができるように思われる。

治安維持法は思想立法としての機能のみならず、治安立法としての役割を兼ねていた。その運用の掌に当る当局は、前者の面では、司法省と文部省であり、後者の面では内務省であったが、いづれにしても、治維法が体制への批判や反対運動の抑圧をはかりつつも、その保護さるべき法益が果して何であるかについてはついにこれを明らかにしえなかったといえる。そして、それはほんらい思想立法のもつ根本的かつ共通的な性格からいって当然のことなのである。このような立法が一度、成立した時は、それ自体、反体制的要素を含む労働運動は、もはや、いかなる意味でも国家権力から安泰たりえないということは、治維法二〇年の歴史の如実に示すところである。

(1) たとえば組合の機関紙またパンフレットの発行は出版法、新聞紙法により発売、頒布の禁止または差押の行政処分と違反に対する処罰である司法処分の二重の制約を蒙ったがとりわけ「安寧秩序を妨害する」という理由による行政処分が最も大きな言論の抑圧となった。ところで、安寧秩序の妨害とは「広く公共の平和を害し、社会の組織を撓乱する虞あること」と解されていた。治維法の解釈はこのような公共性や社会組織の解釈についての基本的立場を提供する役割を果たしたのである。

(2) 当局者によって労働運動の健全化を目的とする労資協調政策が打ち出されるのは一般に、弾圧思想政策が樹立された以後のことである。

(3) 昭和四年から七年頃まで多数の犠牲者を出した小学校教員事件は一般使用人組合という全協傘下の組織との関係において大たいにけん伝されたもので、当局の思想対策の一端を露骨に示す事件であった。

(4) 裁判所は法律審査権をもたないものとされていた。治維法が明治憲法の保障する臣民の人権を侵害するものとして違憲の疑いがあるかどうかということは初めから問題にされたことがなかった。治維法違反容疑として起訴された者を裁判所が実質上無罪とした例はきわめて少い。

(5) 三宅判事は「治安維持法の何たるやを解決する重大な責任は裁判官の肩にある。もし裁判官が青年子弟の思想に理解がなくその心情に洞察を欠くときは純真熱血の青年を驅つてその終世を葬らしむることなきを保し難い。国民は特にこの点に留意して裁判官の裁判に対し監視を懈つてはならない」と悟した。(現代法学全集三八卷「治安維持法」)。しかし国民にはその裁判を監視する途が開かれていたであらうか。

(6) 司法部赤化事件とは昭和八年二月長崎地裁判事為成頭之助外六名の司法職員が共産党シンパあるいは資金供与の容疑で検挙された事件である。このセンセーショナルな事件が治維法改正強化に果した影響力は大きい。本件に関する大審院判例は昭九、一一、一第一刑事部。